（感染症検査監督官）

第百八条の四　成田空港検疫所及び関西空港検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

２　感染症検査監督官は、命を受けて、第百八条に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

第百八条の五　（略）

（感染症検査管理官の職務）

第百八条の六　感染症検査管理官は、命を受けて、検疫所の検疫感染症の検査に係る事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に置く課等）

第百九条　大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、次の四課を、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、上席空港検疫管理官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
検査課

（感染症検査監督官）

第百十三条の三　名古屋検疫所及び福岡検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

２　感染症検査監督官は、命を受けて、第百十三条に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

（上席空港検疫管理官の職務）

第百十三条の四　上席空港検疫管理官は、命を受けて、第百十一条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

（小樽検疫所、仙台検疫所、新潟検疫所、広島検疫所及び那覇検疫所に置く課等）

第百十四条　小樽検疫所、仙台検疫所、新潟検疫所、広島検疫所及び那覇検疫所に、次の三課を、小樽検疫所及び那覇検疫所に、上席空港検疫管理官一人を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課

（感染症検査監督官）

第百十七条の二　小樽検疫所及び那覇検疫所の検疫衛生課に、感染症検査監督官一人を置く。

２　感染症検査監督官は、命を受けて、第百十六条に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

第百十七条の三　（略）

（上席空港検疫管理官の職務）

第百十七条の四　上席空港検疫管理官は、命を受けて、第百十六条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

（国立療養所多磨全生園に置く部等）

第四百七十五条の二　国立療養所多磨全生園に、総務部、人事部、経理部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部を置く。

（新設）

第百八条の四　（略）

（新設）

（大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に置く課）

第百九条　大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、次の四課を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課
検査課

（新設）

（小樽検疫所、仙台検疫所、新潟検疫所、広島検疫所及び那覇検疫所に置く課）

第百十四条　小樽検疫所、仙台検疫所、新潟検疫所、広島検疫所及び那覇検疫所に、次の三課を置く。

総務課
検疫衛生課
食品監視課

（新設）

第百十七条の二　（略）

（新設）